(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百八十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
東広島市安芸津町小松原字新開五九八番一から同市安芸津町小松原字宮之首一〇五九番二まで	前	八・八〇～一六・九一	〇・四二三
	後	八・八〇～一六・九一	〇・四二三

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名　百八十五号
供用開始の区間　東広島市安芸津町小松原字宮之首一〇五九番二地内
図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所
供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○中国地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百八十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
東広島市安芸津町三津字南本町四一七五番三から同市安芸津町三津字浜町四〇九〇番三まで	前	六・六〇～七・六〇	〇・一三〇
	後	六・六〇～一五・四〇	〇・一三〇

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名　供用開始の区間　百八十五号　東広島市安芸津町三津字浜町四一〇六番四二から同市安芸津町三津字浜町四〇九〇番三まで
図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所
供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○中国地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名　供用開始の区間　百八十五号　東広島市安芸津町三津字浜町四〇九〇番三まで
図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所
供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○中国地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十三号、百七十九号及び四百二十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
津山市昭和町一丁目三一番三から同市南町一丁目一〇番一まで	前	一一・五八～二二・六七	〇・〇八四
	後	一二・一八～二二・六七	〇・〇八四

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　川﨑　茂信

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
岩国市周東町西長野字八窪一一四七番一から同市周東町西長野字国松一一四二番四まで	前	一五・〇〇～三四・〇〇	〇・二八二
	後	一七・〇〇～三四・〇〇	〇・二八二

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名　二号
供用開始の区間　岩国市周東町下須通字松橋四一七番三から同市周東町西長野字着ノ前一六六一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所
供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○中国地方整備局・九州地方整備局告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十六条第三項並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十九条の十二及び第十九条の十三の規定に基づき、下記のとおり、危険物を積載する車両の水底トンネルの通行を禁止し、又は制限するので、道路法施行令第十九条の十五及び道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の十の規定により公示する。

平成三十年三月三十日

中国地方整備局長　川﨑　茂信
九州地方整備局長　増田　博行